

豊島区指名業者選定委員会設置要綱

昭和 56 年 1 月 19 日
区 長 決 裁

改正 昭和 58 年 11 月 1 日 昭和 60 年 4 月 1 日 平成 10 年 10 月 1 日
平成 12 年 3 月 31 日 平成 13 年 5 月 1 日 平成 15 年 3 月 31 日
平成 18 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 豊島区が施行する工事の請負、動産の買入れ又は売払い、請負委託等に関し、厳正かつ公平に優良な業者を選定し、合わせて契約の適正かつ円滑な履行を確保するため豊島区指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 別表に定める事項の指名競争入札に参加させようとする者の適格性を調査、審議し選定する。
- (2) 豊島区競争入札参加有資格者指名停止に関する調査、審議及び決定
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、常任委員及び委員若干名をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 助 役

副委員長 総務部長

常任委員 契約課長、契約係長

工事委員 施設管理担当部長 都市整備部長、土木部長、 物品・委託等委員 総務課長、学校運営課長、
施設課長、道路整備課長、公園緑地課長、 検査担当係長
検査担当係長

2 委員長は特に必要があると認めた場合は臨時委員をおくことができる。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招 集)

第 5 条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

(定 足 数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(選 定)

第 7 条 委員会において指名業者を選定する場合は、豊島区契約事務規則(昭和 39 年豊島区規則第 24 号)第

34 条の規定に基づく参加資格を有する者のうちから、別に定める「豊島区指名業者選定基準」に従い選定する。

(庶 務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。